

我孫子市中小企業資金融資制度運用基準

平成24年3月22日環商第517号

(趣旨)

第1条 この基準は、我孫子市中小企業資金融資条例（昭和35年条例第21号）及び我孫子市中小企業資金融資条例施行規則（昭和49年規則第12号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な基準を定めるものとする。

(設備の設置場所)

第2条 貸付けの対象となる設備は、市内において設置し、及び使用するものとする。

(設備資金の貸付対象)

第3条 設備資金（第3項に規定する車両を購入する場合を除く。）については、手数料等の諸経費を対象経費から除くため、見積額の1割以上の額を融資を受ける中小企業者が負担するものとする。

2 土地取得に要する設備資金については、貸付実行日以降2年以内に目的とした土地利用をしていることを条件とする。

3 業務に必要な車両を購入する場合における設備資金の貸付対象となる車種は、別表第1のとおりとする。この場合において、貸付対象は、車両本体と事業活動に必要なカーナビゲーションシステム、ETC及びドライブレコーダー等、事業を行う上で必要なものに限り、手数料及び税金等（消費税は除く。）は、対象外とする。

(設備設置等完了届)

第4条 設備の設置等が完了したときは、設備設置等完了届に次のものを添付することとする。

(1) 設備等(車両購入を除く。)

設備等の費用を支払ったことが確認できる書類の写し

(2) 車両購入

車両購入費用を支払ったことが確認できる書類の写し、車検証の写し及び車両の外観が分かるもの

2 土地取得に要する設備資金については、前項第1号のほか、第3条2項に規定した条件がわかる書類を貸付実行日以降2年以内に市へ提出するものとする。

(条件変更の報告)

第5条 貸付金融機関は、貸付条件等を変更した場合は、任意の様式にて報告するものとする。

(添付書類)

第6条 添付すべき公的証明書は、発行年月日から3か月以内のものとし、かつ、原本とする。ただし、金融機関が貸付期間内公的証明書の原本を保管する場合は、写しも可とする。

2 土地取得に要する設備資金の申込みに係る規則第2条第6号の書類は、次のとおりとする。

(1) 土地利用計画書(別記様式)

(2) 買付証明書又は売買契約書雛形の写し

(利子補給の交付制限期間)

第7条 次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、利子補給を停止する。

(1) 代位弁済 その事実の発生した日の属する年度の利子補給請求期間

(2) 廃業 その事実の発生した日以降に係る期間

(3) 市外転出 その事実の発生した日以降に係る期間

(利子補給の特例)

第8条 規則第5条第1項ただし書に規定する市長が特に必要と認めるときとは、中小企業者等の経営する事業が次の各号のいずれかに該当する被害を受けた場合であって、その被害状況が別表第2に定める程度に達するときとする。

(1) 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害が発生したことによる被害

(2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の表又は家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第1条の表に掲げる伝染性疾病(以下「家畜伝染病」という。)の発生による被害

(3) 第1号又は前号に掲げる被害に係る風評被害

(4) 前各号に準ずる被害

2 規則第5条第1項ただし書の規定による利子補給率は、貸付利率とし、年3.0%を上限とする。

3 前項に規定する場合における資金使途については、次のとおりとする。

- (1) 運転資金 本店又は事務所等が災害による被害を受けたことにより必要とする資金
- (2) 設備資金 災害による被害を受けたことにより、当該被災設備の復旧等に必要な資金

別表第1（第3条関係）

車両分類番号	自家用車両	事業用車両
1 ナンバー	△（注1）	○
2 ナンバー	△（注1）	○
3 ナンバー	△（注2）	○
4 ナンバー	△（注1）	○
5 ナンバー	△（注2）	○
6 ナンバー	△（注1）	○
7 ナンバー	△（注2）	○
8 ナンバー		○
9 ナンバー		○
0 ナンバー		○

注1 車両本体に商号、屋号又はそれに類するものの掲示がある若しくは事業の目的から購入車両の使用を想定できる等、事業の用途で使用することが明らかなものに限る。

注2 車両本体に商号、屋号又はそれに類するものの掲示があり、かつ、車両本体価格が300万円以下のものに限る。

別表第 2 (第 8 条関係)

被害状況及び程度		対象者	利子補給率の特例が適用される利子補給対象期間	
1	床上浸水・床下浸水・店舗内浸水	事務所、店舗等（店舗併用住宅含む。）の被害について、り災証明書の発行を受けた中小企業者等	現に制度を利用している者	災害発生日から1年間。ただし、貸付期間が1年未満の場合は、貸付期間まで
			災害発生日以後1年の範囲内で市長が指定する期日までに融資の申込みをした者	貸付実行日から1年間。ただし、貸付期間が1年未満の場合は、貸付期間まで
2	全壊・半壊・全焼・半焼		現に制度を利用している者	災害発生日から5年間。ただし、貸付期間が5年未満の場合は貸付期間まで
			災害発生日以後1年の範囲内で市長が指定する期日までに融資の申込みをした者	貸付実行日から5年間。ただし、貸付期間が5年未満の場合は、貸付期間まで
3	家畜伝染病による被害により、市長が指定する期間の月の売上高が前年比10%以上減少しているもの	家畜伝染病の発生により被害を受ける業種を営んでいる中小企業者等	市長が指定する期日までに融資の申込みをした者について、貸付実行日から5年間。ただし、貸付期間が5年未満の場合は、貸付期間まで	
4	上記1から3までの被害に係る風評被害により、市長が指定する期間の月の売上高が前年比10%以上減少しているもの	上記1から3までの被害に係る風評被害により影響を受ける業種を営んでいる中小企業者等		
5	上記1から4までに準ずる被害	上記1から4までに準ずる中小企業者等	上記1から4までに準ずる期間	

別記様式(第6条の2関係)

土地利用計画書

申請者

住所

氏名

印

土地所在地	我孫子市
面積	
目的	
予定工期	

添付書類

買付証明書又は売買契約書雛形の写し

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月29日環商第446号）

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年1月24日環企第184号）

この基準は、平成25年10月16日から適用する。ただし、改正後の第4条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日環企第221号）

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月7日環企第347号）

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年2月22日環企第322号）

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月31日環企第783号）

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月15日環企第176号）

この基準は、令和7年1月15日から適用する。